

スチュワードシップ責任に対する

JPモルガン・マンサール投信株式会社の取組み方針

JPモルガン・マンサール投信株式会社は、2020年11月に設立され、機関投資家様向けに、インデックス連動ファンドやパッシブファンドの運用を行います。投資運用に関しては、幅広い資産クラスにおいてデリバティブを活用した運用ソリューションの提供に注力しています。

この手法の特徴は、投資信託財産の大半を流動性の高い短期国債等に投資しつつ、実質的な投資成果を多種多様な投資インデックスのパフォーマンスに連動するトータル・リターン・スワップ取引により享受することにあります。

2014年2月に公表された「責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）」（2017年5月及び2020年3月の各改定内容を含む。）は、基本的に、機関投資家が日本の上場株式に投資を行う場合を念頭においていますが、「スチュワードシップ責任」の遂行に資する限りにおいて、他の資産に投資を行う場合にも適用が可能とされています。JPモルガン・マンサール投信株式会社は、上述の通り、日本の上場株式への投資を行う商品の設定及び運用の実績はありませんが、本コードの趣旨について賛同し、その受入れを表明いたします。本コードの各原則に係る具体的な方針は以下の通りです。

(原則1) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

JPモルガン・マンサール投信株式会社は、投資信託の運用会社として受益者に対して忠実義務と善管注意義務を負っています。企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべく、スチュワードシップ責任は、それらの受託者責任に含まれるものと考えています。

JPモルガン・マンサール投信株式会社は、本原則を踏まえ、本取組み方針を公表いたします。また、今後について運用対象資産や運用手法の変更等により各原則に係る方針に変更が生じる場合には、その都度明確な方針を策定し公表してまいります。

(原則2) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社の経営陣は、J.P.モルガンの「顧客本位の業務運営に関する原則」* に掲げる基本原則の1つで「取引においてお客様との利益相反の可能性のある取引を適切に管理すること」、「適

切なガバナンス体制を維持すること」を掲げている通り、運用機関のガバナンス強化・利益相反管理を重要な施策の1つととらえています。

具体的な対応として下記を行っています。

- 当社の従業員には、JP モルガン・チェースの従業員として意思決定を行う際の客観性に影響を及ぼす可能性がある行為又は関係を回避する責任があり、そのための指針を当社で働く際の基本となる指針を定めたコード・オブ・コンダクト（従業員行為規則）に規定しております。コード・オブ・コンダクトは全従業員が毎年内容についてのトレーニングを受け、その内容を理解し、遵守することを宣誓することが求められています。
- JP モルガン・グループと投資先企業・調査対象企業の間取引関係が存在する場合、当社が、JP モルガン・グループと企業との間の取引を意識した行動・判断をするという形での利益相反が潜在的に生じ得ます。そのような事態を回避する措置のひとつとして、[利益相反管理方針](#)を定め、公開情報以外の情報の取り扱いを管理するために、J.P.モルガン各社とは物理的、及び電子情報の観点からも、情報の流出・交換を防ぐ仕組みが設けられています。

* J.P.モルガン（JP モルガン証券株式会社、JP モルガン・チェース銀行東京支店、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社、JPモルガン・マンサール投信株式会社）の「顧客本位の業務運営に関する原則」については、下記をご参照ください。

[J.P.モルガン顧客本位の業務運営に関する原則](#)

(原則3) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

(原則4) 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

(原則5) 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

(原則6) 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

(原則7) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

上記原則3から7については、JPモルガン・マンサール投信株式会社は個別企業の現物株式に投資を行った実績はなく、現時点において投資を行う予定もありませんが、本原則の趣旨に賛同

し、今後現物株式に投資を行う場合に具体的な方針の策定を行います。また、議決権行使に関しては、「議決権行使に関する具体的な基準」を元に運営いたします。

(原則8) 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は機関投資家向けサービス提供者ではありませんので本原則は適用されません。

以上